## 稚内市(仮称)生ごみ中間処理施設整備・運営事業実施方針

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(平成 11 年法律第 117 号改正平成 13 年法律第 151 号、以下「PFI法」という。)第5条第3号の規定に基づき、稚内市(仮称)生ごみ中間処理施設整備・運営事業(以下「本事業」という。)の実施に関する方針(以下「実施方針」という。)について公表する。

平成 21 年 5 月 20 日

稚内市長 横田 耕一

稚内市(以下「市」という。)は、本事業について民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用により、財政資金の効率的、効果的活用を図るため、PFI法に基づく事業 (以下「PFI事業」という。)として実施することを予定している。

本実施方針は、PFI法に基づく特定事業の選定及び当該事業を実施する民間事業者(以下「事業者」という。)の選定を行うにあたって、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」(平成12年3月13日総理府告示11号、以下「基本方針」という。)、「PFI事業実施プロセスに関するガイドライン」等に則り、本事業の実施方針として定め、ここに公表するものである。

# 稚内市

(仮称) 生ごみ中間処理施設整備・運営事業

実 施 方 針

平成21年5月20日

稚内市

## 目 次

1. 特	定事業の選定に関する事項	1
(1)	事業内容に関する事項	1
(2)	特定事業の選定方法等に関する事項	4
2. 事	業者の募集及び選定に関する事項	5
(1)	事業者選定の方法	5
(2)	事業者選定の手順及びスケジュール	5
(3)	応募手続き等	5
(4)	応募者の参加資格要件	8
(5)	提案の審査及び事業者の選定に関する事項	10
(6)	契約に関する基本的な考え方	12
(7)	提出書類の取扱い	13
3. 事	業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施等の確保に関する事項	14
(1)	リスク分担の考え方	14
(2)	要求する性能等	14
(3)	事業者の責任の履行の確保に関する事項	14
(4)	事業の実施状況についてのモニタリングに関する事項	14
4. 公	共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	16
(1)	立地に関する事項	16
(2)	施設の設計要件等に関する事項	16
(3)	土地に関する事項	17
(4)	地元同意の取得	17
5. 事	業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項	18
(1)	係争事由に係る基本的な考え方	18
(2)	管轄裁判所の指定	18
6. 事	業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	19
(1)	基本的な考え方	19
(2)	本事業の継続が困難となった場合の措置	19
(3)	金融機関と市の協議	19
7. 法	制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	20
(1)	法制上及び税制上の措置に関する事項	20
(2)	財政上及び金融上の支援に関する事項	20
8. そ	の他特定事業の実施に関し必要な事項	21
(1)	情報公開及び情報提供	21
(2)	市議会の議決	21
(3)	入札に伴う費用の負担	21

## 添付書類等

様式1 実施方針等に関する質問書

様式2 実施方針等に関する意見書

様式3 実施方針等に関する提案書

資料1 PFI事業計画予定地

資料2 リスク分担表

本実施方針では、以下のように用語を定義する。

【公共施設等の管理者】: 本事業をPFI事業として民間事業者に実施させようとする公的 主体をいう。

【事業者】 : 落札者の構成員が本事業の実施を目的として設立する特別目的会社であり、本事業の実施に際して市と事業契約を締結し、事業を実施する者をいう。

【応募企業】 :施設の建設、運営及び維持管理の能力を有し、本事業に参画し、特別 目的会社に出資する単独の企業をいう。

【応募グループ】: 施設の建設、運営及び維持管理の能力を有し、本事業に参画する者で、 複数の企業で構成されるグループをいう。

【代表企業】 : 応募企業の場合は応募企業、応募グループの場合は応募グループの構成員のうち代表を務める者をいう。

【構成員】 : 応募者たる企業グループのうち、落札者の決定後、事業者への出資を 行う者をいう。

【協力会社】 : 応募企業又は応募グループの構成員以外の者で、事業開始後、事業者 から直接業務を受託し、又は請け負うことを予定している者をいう。

【応募者】 : 応募企業又は応募グループをいう。

【参加資格審査通過者】:参加表明のあった応募者のうち、資格審査を通過した応募者をいう。

【入札参加者】 :参加資格審査通過者のうち、本事業に係る事業提案書を期限内に提出 した者をいう。

【審査委員会】 : PFI法に基づく事業実施に必要となる事項の検討及び事業提案書の 審査を行う目的で、市が設置する学識経験者等で構成される組織をい う。

【落札者】 :審査委員会から最優秀提案者の選定を受けて、事業契約の締結を予定 する者として市が決定した入札参加者をいう。

【特別目的会社】: 本事業の実施のみを目的として落札者により設立される会社をいう。 SPC (Special Purpose Company) ともいう。

【実施方針等】 : 実施方針の公表の際に市が公表する書類一式をいう。具体的には、実施方針及び添付資料、要求水準書(案)をいう。

【入札説明書等】: 入札公告の際に市が公表する書類一式をいう。具体的には、入札説明書、要求水準書、事業者選定基準、様式集、図面、環境影響調査書等をいう。

【事業提案書】 :参加資格審査通過者が入札説明書等に基づき作成し、期限内に提出される書類及び図面をいう。

【本施設】 :本事業で、事業者が整備する施設及び設備の全てをいい、本事業にお

ける公共施設等として位置づけるものとする。

【処理対象物】 : 市が搬入する一般廃棄物(生ごみ)、紙又は油類、下水道汚泥及び市が

許可する事業者が搬入する水産廃棄物等をいう。

【処理施設】 :本施設のうち、生ごみ等を中間処理する施設をいう。

【附帯施設】 :本施設のうち、処理施設を除く施設をいう。

【整備・運営委託料】: 本施設の設計、建設及び運営・維持管理業務に係るサービスの対価

として市が事業者に対し支払う料金をいい、本施設の設計、建設業務

に係る経費の一部と運営・維持管理業務に係る経費で構成される。

【特許権等】 :特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて

保護される第三者の権利をいう。

【運営・維持管理マニュアル】: 安定した運転、本施設の保全及び職場の安全を保つために

事業者が作成するマニュアルをいう。

【ホームページ】: 稚内市のホームページをいう。ホームページアドレスは、8(4)に示す。

## 1. 特定事業の選定に関する事項

## (1) 事業内容に関する事項

## 1) 事業名称

稚内市(仮称)生ごみ中間処理施設整備・運営事業

## 2) 対象となる公共施設の種類

廃棄物中間処理施設 (エネルギー回収推進施設)

## 3) 公共施設等の管理者

稚内市長 横田 耕一

#### 4) 事業目的

稚内市では、「稚内市一般廃棄物処理基本計画(ごみ処理基本計画)」に基づき、廃棄物の減量化に取り組んできているが、生ごみの中間処理は、リサイクル率や減量処理率の向上につながるばかりでなく、最終処分場の延命に寄与するとともに、衛生的な埋立処分にもつながるものであることから施設整備が不可欠となっている。

本事業は、廃棄物埋立量の減量を進めるとともに、廃棄物を資源として活用し、循環型社会形成の推進を図ることを目的として整備・運営を行うものである。

本市は、本事業において本施設の整備、運営及び維持管理の業務を民間事業者に一括かつ長期的に実施させることにより、民間事業者の創意工夫が発揮され、財政負担の縮減及び公共サービスの水準の向上等が図られることを期待する。

#### 5) 事業範囲

事業者は、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(以下「PFI法」という。)に基づき、新たに本施設を設計、建設し、運営業務、維持管理業務等を遂行する。

事業者が行う主な業務は次のとおりとし、詳細は入札説明書等において示す。

- ① 本施設の設計及び建設に関する業務
  - 事前調査
  - ・ 本施設に関する設計
  - ・ 国庫補助金等申請等の手続きの実施支援(関連機関等の協議含む)
  - 一般廃棄物処理施設設置許可申請手続
  - ・ 生活環境影響調査(市で実施済みの部分を除く)
  - ・ 着工準備(用地造成、インフラ整備等)
  - ・ 本施設に係る建設工事

- 工事監理
- 試運転業務
- ・ 本施設の引き渡し
- ・ 本市が行う近隣対応への協力
- その他これらを実施する上で必要な業務
- ② 本施設の運営及び維持管理に関する業務
  - ・ 処理施設の運転
  - ・ 処理施設の保守管理
  - ・ 発生ガス等のエネルギー活用
  - ・ ユーティリティ等の調達・管理
  - 清掃
  - 警備
  - ・ 見学者への対応
  - ・ 市が要請する運転管理データ等の整理への協力
  - ・ その他これらを実施する上で必要な業務

## 6) 事業方式

本事業は、PFI法に基づき、事業者が自らの提案をもとに本施設の設計、建設を行った後、市に本施設の所有権を移転し、事業期間中に事業契約書に示される内容の運営及び維持管理を行う方式(BTO (Build Transfer Operate))により実施することを想定している。

#### 7) 事業期間

本事業の事業期間は、平成22年4月から平成39年3月までの17年間(設計・建設期間2年間、運営・維持管理期間15年間)とする。

## 8) 事業のスケジュール(予定)

① 事業契約の締結 平成22年3月

② 設計・建設期間 平成22年4月~平成24年3月(2年間)(試運転期間を含む)

③ 本施設の引渡し期限 平成 24 年 4 月④ 供用開始 平成 24 年 4 月

⑤ 運営・維持管理期間 平成 24 年 4 月~平成 39 年 3 月 (15 年間)

## 9) 事業期間終了後の措置

事業者は、事業期間終了と同時に速やかに退去するものとする。 なお、本施設の事業期間終了後の措置について、運営開始後13年目(事業期間終了 3年前)の時点において、市及び事業者との協議を開始するものとする。

このとき、事業期間終了後も本施設の健全性が保たれ、環境要件を満たしながら本施設を運営することができ、かつ更新時期を迎える設備機器等について、更新後において最良の効果を得ることができると市及び事業者が判断し、加えて本施設による生ごみ等の中間処理を望む場合、市は、事業契約満了までに、改修・運営及び維持管理業務に関する契約を事業者と新たに契約することができるものとする。

## 10) 事業者の収入に関する事項

本事業は、市が事業者からサービスを購入する形態の事業であり、本事業における 事業者の収入は以下のとおりである。

- ① 市は、事業者が実施する本事業に要する費用のうち施設の設計・建設等に係る初期投資に相当する費用については、事業期間中、市と事業者が締結する事業契約に定める額を支払う。
- ② 市は、事業者が実施する施設の維持管理・運営業務に対する対価を、委託料として運営期間にわたって事業者に支払う。 委託料は、物価変動に基づき、年に1回見直すことができる。
- ③ 副生成物、余剰エネルギー等の売却による収入は事業者の収入とする。

#### 11) 事業に必要な根拠法令等

市及び事業者は、本事業を実施するにあたり、PFI法及び「民間資金等の活用による公共施設等の整備に関する事業の実施に関する基本方針」(以下「基本方針」という。)のほか、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」をはじめ必要な関係法令、条例、規則及び要綱等を遵守しなければならない。

#### 12) 市が実施する事業

- ① 本施設の設計及び建設に関する業務
  - ・ 本事業の実施に関する地元同意の取得
  - 近隣対応
  - ・ 国庫補助金等申請等の手続き
  - 生活環境影響調査の実施支援
  - ・ 建設モニタリングの実施
  - ・ その他これらを実施する上で必要な業務
- ② 本施設の運営及び維持管理に関する業務
  - 近隣対応
  - ・ 運営モニタリングの実施
  - ・ 本施設への処理対象物の搬入
  - ・ 見学者対応の支援

・ その他これらを実施する上で必要な業務

## (2) 特定事業の選定方法等に関する事項

## 1) 特定事業の選定に当たっての考え方

市は、PFI法、基本方針及び「VFM (Value for Money) に関するガイドライン」などを踏まえ、市自らが実施する場合と比較して、民間事業者が実施することにより効率的かつ効果的に事業が実施される場合に、実施可能性等を勘案した上で、本事業を特定事業として選定する。

#### 2) 特定事業の選定手順

特定事業の選定は次の手順により客観的評価を行う。

① 公共負担の定量的評価

本事業を市自らが実施する場合の財政負担額とPFIで実施する場合の財政負担額を比較することにより評価する。

② PFIで実施することの定性的評価

本事業をPFIで実施する場合で、施設の設計、建設、運営及び維持管理の水準の向上等、一連の業務を民間事業者に委ねることにより期待される効果を、定性的な観点から評価する。

- ③ PFIで実施することによる事業者に移転するリスクの評価 本事業を市自ら実施する場合に比して、PFIで実施する場合は各種のリスクを 事業者に移転することとなるため、この効果について定性的に評価する。
- ④ 上記①から③を踏まえた総合評価 上記の定量的評価及び定性的評価並びに、本実施方針等に関する質問、意見及び提 案を総合的に勘案し、本事業をPFIで実施することの適否を評価する。
- ⑤ その他

市の財政負担見込額の算定に当たっては、事業者からの税収その他の収入等の適切な調整を行い、将来の費用と見込まれる財政負担の総額を算出のうえ、これを現在価値に換算することにより評価を行う。

## 3) 特定事業の選定結果の公表

本事業を特定事業とした選定した場合は、その判断の結果を評価の内容とあわせて、 速やかに平成21年6月(予定)にホームページにおいて公表する。

なお、本事業の実施可能性についての客観的な評価の結果に基づき、特定事業の選 定を行わないこととした場合にあっても同様に公表する。

## 2. 事業者の募集及び選定に関する事項

## (1) 事業者選定の方法

事業者の募集及び選定の方法は、競争性の担保及び透明性・公平性の確保に配慮した 上で、総合評価型一般競争入札方式を採用することとする。

## (2) 事業者選定の手順及びスケジュール

事業者選定に当たっての手順及びスケジュールは、次のとおりである。

スケジュール (予定)	内 容
平成 21 年 5 月 20 日	① 実施方針等の公表
平成 21 年 5 月 27 日~6 月 2 日	② 実施方針等に関する質問受付
平成 21 年 6 月中旬	③ 実施方針等に関する質問回答の公表
平成 21 年 6 月下旬	④ 特定事業の選定・公表
平成 21 年 7 月 15 日	⑤ 入札公告、入札説明書・要求水準書等の公表・交付
平成 21 年 7 月 16 日~24 日	⑥ 入札説明書等に関する第1回質問受付
平成 21 年 8 月上旬	⑦ 入札説明書等に関する第1回質問回答の公表
	⑧ PF I 基本協定書(案)、事業契約書(案)公表
	⑨ 参加表明の受付(参加資格審査書類の受付)
平成 21 年 8 月中旬	⑩ 参加資格審査結果の通知
平成 21 年 9 月中旬	⑪ 入札説明書等に関する第2回質問受付
平成 21 年 9 月下旬	⑫ 入札説明書等に関する第2回質問回答の公表
平成 21 年 10 月下旬	③ 事業提案書の受付
平成 21 年 12 月中旬	⑭ 落札者の決定・公表
	⑤ 基本協定書締結
平成 21 年 3 月上旬	⑯ 事業契約の締結

## (3) 応募手続き等

## 1) 実施方針等に関する説明会

本事業に対する民間事業者の参入促進のため、以下のとおり、実施方針等に関する説明会を開催する。

なお、説明会への参加者は、1社あたり2名までとする。

## [説明会]

開催日時 平成 21 年 5 月 26 日 (火) 午後 2 時から (受付開始:午後 1 時 30 分から)

開催場所 稚内市役所5階正庁

#### 2) 要求水準書(案)の公表・交付

要求水準書(案)について、上記1)実施方針等に関する説明会で交付するとともに、ホームページにより公表する。

## 3) 実施方針等に関する質問受付、回答公表

平成 21 年 5 月 27 日 (水) から 6 月 2 日 (火) までの間、稚内市生活福祉部衛生課において、実施方針等に関する質問を受け付ける。

なお、本事業のPFIに係る内容以外の質問に関しては回答しない場合がある。 質問の提出方法、書式等については、様式1を参照すること。

#### 4) 実施方針等に関する意見・提案の受付等

民間事業者の創意工夫を活用して事業を実施することを目的として、平成21年5月27日(水)から6月2日(火)までの間、稚内市生活福祉部衛生課において、実施方針等に対する意見や募集に当たっての具体的な提案等を受け付ける。

意見・提案の提出方法、書式等については、様式2・3を参照すること。

なお、市は、提出された意見・提案に関して、承諾を得たものについてはホームページにより公開するが、個別に回答は行わないものとする。

また、民間事業者等からあった意見・提案のうち、市が必要であると判断した場合には直接ヒアリングを行うことがある。

#### 5) 実施方針等の変更

実施方針等の公表後における民間事業者等の意見を踏まえ、特定事業の選定までに、 実施方針等の内容を見直し、変更を行うことがある。

なお、変更を行った場合には、ホームページにより速やかに公表し、その変更の内容が重要でスケジュールに影響を及ぼす場合には、変更後のスケジュールも示す。

#### 6) 特定事業の選定

市は、実施方針等に対する民間事業者等からの意見を踏まえ、本事業がPFI事業として実施すべきか否か評価し、PFI事業として実施することが適切であると判断した場合には、本事業を特定事業として選定し、その結果を公表する。

また、特定事業の選定を行わなかった場合も同様に公表する。

#### 7) 入札公告、入札説明書等の公表・交付

市は、実施方針等に対する民間特定事業等からの意見を踏まえ、入札公告を行い、ホームページにより入札説明書等を公表・交付する。

## 8) 入札説明書等に関する説明会及び現地見学会

本事業に対する民間事業者の参入促進のため、以下のとおり、入札説明書等に関する説明会及び現地見学会を開催する。

なお、説明会及び見学会への参加者は、1社あたり2名までとする。

#### 「説明会〕

開催日時 平成 21 年 7 月 15 日 (水) 午後 1 時から (受付開始: 午後 0 時 30 分から)

開催場所 稚内市役所5階正庁

#### 「現地見学会」

開催日時 平成21年7月15日(水)午後3時から

開催場所 稚内市新光町 1789 番地 稚内市(仮称) 生ごみ中間処理施設建設予定地

#### 9) 入札説明書等に関する第1回質問受付・回答

平成21年7月16日(木)から7月24日(金)までの間、稚内市生活福祉部衛生課において、入札説明書等に関する質問を受け付ける。

質問に対する回答は、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に係り、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを除き公表する。

なお、質問の提出及び回答の公表方法については、入札説明書等において示す。

#### 10) 参加表明の受付(参加資格審査書類の受付)、参加資格審査結果の通知

本事業の応募者に参加表明書及び参加資格審査に必要な書類の提出を求める。 資格審査の結果は、応募者に通知する。

また、参加表明書の提出方法、時期、参加資格審査に必要な書類の詳細等については、入札説明書等において示す。

なお、資格審査を通過しなかった応募者は、市に対してその理由について書面により説明を求めることができる。

## 11) 入札説明書等に関する第2回質問の受付、入札説明書等に関する質問の回答

参加資格審査通過者(以下「審査通過者」という。)から、入札説明書等に記載されている内容について第1回質問に追加して再度質問を受け付けるものとする。

その問に対する回答は、審査通過者の特殊な技術、ノウハウ等に係り、審査通過者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを除き公表する。 なお、質問の提出及び回答の公表方法については、入札説明書等において示す。

#### 12) 事業提案書の受付

審査通過者に対し、入札説明書等に基づき本事業に関する事業計画の提案内容を記載した事業提案書の提出を求める。

事業提案書の提出方法、時期、提案に必要な書類の詳細については、入札説明書等

において示す。

なお、入札保証金は、稚内市契約規則第5条に該当する場合は免除することとする。

## (4) 応募者の参加資格要件

#### 1) 入札参加者の構成等

応募企業又は応募グループの構成員のいずれも、参加表明書及び参加資格確認に必要な書類の提出期限において、以下の要件を満たすこと。

また、参加表明書に明記した協力会社についても、参加表明書及び参加資格確認に必要な書類の提出期限において、以下の要件を満たすこと。

なお、応募企業、応募グループの各構成員又は協力会社は、他の応募企業、応募グループの構成員又は協力会社として参加することはできないものとする。

応募者は、参加表明書において、本事業に係る業務に携わる応募企業、応募グループの各構成員又は協力会社の企業名及び携わる業務を明記すること。

また、応募グループで申し込む場合には、参加表明書の提出時に代表企業名を明記し、必ず代表企業が応募手続きを行うこと。

なお、代表企業は稚内市契約規則による競争入札参加資格登録業者名簿に登録されていること。

- ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないものであること。
- ② 稚内市競争入札参加資格者指名停止事務処理要綱(平成12年8月1日)に基づく 指名停止の措置を受けていない者であること。
- ③ 破産法(平成 16 年法律第 75 号)に基づく破産手続開始の申立て又は同法附則第 3条の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係る同法施行による 廃止前の破産法(大正 11 年法律第 71 号)に基づく破産申立てがなされている者でないこと。また、破産者で復権を得ない者でないこと。
- ④ 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)又は旧会社更生法(昭和 27 年法律第 172 号)に基づく更生手続きの開始がされている者でないこと。
- ⑤ 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- ⑥ 会社法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(平成17年法律第87号)第64 条による改正前の商法(明治32年法律第48号)第381条の規定に基づく整理開始 の申立て若しくは通告を受けた者でないこと。
- ⑦ 手形交換所において取引停止処分,主要取引先からの取引停止などの事実があり, 経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- ⑧ 納期限の到来した法人税、消費税及び地方消費税を滞納している者でないこと。

- ⑨ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく罰金以上の刑に処せられ、その執行を 終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者でないこと。
- ⑩ 市が本事業に着いてアドバイザリー業務を委託した株式会社エイト日本技術開発 並びに株式会社エイト日本技術開発が本アドバイザリー業務において提携関係にあ る東京青山・青木・狛法律事務所と資本面若しくは人事面において関連がある者で ないこと。
  - 注)「資本面において関連のある者」とは、当該企業の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を出資しているものをいい、「人事面において関連のある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。

#### 2) 応募者の構成員等の資格等要件

応募企業、応募グループ及び協力会社のうち本施設の設計、工事監理、建設、運営 及び維持管理の各業務にあたる者は、それぞれ次の要件を満たすこと。

なお、複数の要件を満たす者は当該複数の業務を実施することができることとし、 また、同一業務を複数の者で実施する場合は、主たる業務を担う少なくとも1社がそ の要件を満たすこと。

ただし、本施設のうち建築物の工事監理業務と建設業務については、兼務することはできない。

また、資本面若しくは人事面において関連がある場合も同様とする。

- ① 本施設のうち建築物の設計にあたる者は次の要件を満たすこと。
  - (ア) 稚内市契約規則による競争入札参加資格登録業者名簿に登録されていること。
  - (イ) 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- ② 本施設のうち建築物の工事監理にあたる者(建築基準法(昭和25年法律第201号) 第5条の4第2項の規定に基づき配置するものとする。)は、次の要件を満たすこと。
  - (ア) 上記 2) ① (ア) に同じ。
  - (イ) 上記 2) ① (イ) に同じ。
- ③ 本施設のうち建築物の建築にあたる者は、次の要件を満たすこと。
  - (ア) 上記 2) ① (ア) に同じ。
  - (イ)建設業法(昭和24年法律第100号)の第3条第1項の規定による建築一式工事の特定建設業の許可を受けていること。

なお、グループで応募する場合は、工事を担当する構成員及び協力会社が上記 の許可を受けていること。

(ウ) 建設業法に基づく建築工事業に係る建設業許可を受けたもののうち経営事項審

査点数(建築一式工事又は土木一式工事)が、1,000点以上であること。なお、審 香基準日等の詳細については、入札説明等において示す。

- ④ 本施設のうち中間処理施設(プラント)の建設にあたる者は、次の要件を満たすこと。
  - (ア) 上記2) ① (ア) に同じ。
  - (イ) メタン発酵設備の実機あるいは実証機での安定した運転実績を有すること。 また、その施設が環境法令要件等を満足していることを証明できること。
  - (ウ)環境省における循環型社会形成推進交付金交付取扱要領におけるエネルギー回収施設(高効率原燃料回収施設)の基準に適合する技術資料及び技術を保証する資料等を提示できるものであること。
- ⑤ 本施設のうち中間処理施設(プラント)の運営及び維持管理にあたる者は、次の要件を満たすこと。
  - (ア) 上記2) ① (ア) に同じ。
  - (イ)メタン発酵設備の実機あるいは実証機での運転経験を有する技術者を運営開始 から1年以上専任で配置できるものであること。

なお、応募企業、応募グループの構成員及び協力会社が、落札者決定までに、上記 1) 及び本資格等要件を欠くような事態が生じた場合には失格とする。

#### 3) 応募者の構成員等の変更

参加表明書により参加の意思を表明した応募グループの構成員及び協力会社の変更 は原則として認めない。

ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、市と協議を行うこととする。

#### (5) 提案の審査及び事業者の選定に関する事項

#### 1) 審査に関する基本的な考え方

審査委員会は、提案審査における評価項目の詳細に係る検討及び入札参加者から提出された事業提案書の審査を行う。

審査委員会の意見を受けて市が定める事業者選定基準は、入札説明書等において示す。

なお、市又は審査委員会が必要であると判断した場合は、入札参加者に対してヒア リングを行うことがある。

## 2) 審査委員会の設置

市は、事業者の選定に関する事項を審議するために、審査委員会を設置する。審査委員会の構成等については、入札説明書等において示す。

## 3) 審査手順

審査は、資格審査と提案審査の2段階にて実施し、経済性、事業計画、施設整備・ 運営・維持管理能力、資金調達計画、事業収支計画、その他の条件等を審査委員会が 総合的に評価する。

なお、各審査の主な視点は以下のとおりとする。

#### 資格審查

参加表明書とあわせて提出された参加資格審査書類をもとに、入札説明書等で示した参加要件及び資格等の要件についての確認審査を行う。

参加資格通過者は、事業提案書を提出すること。

提案様式等の詳細については、入札説明書等において示す。

#### ② 提案審查

#### (ア) 基礎審査

入札説明書等に記載している事項をはじめ、本事業の基本的条件及び要求水準について確認する。

なお、基礎審査項目の詳細については、入札説明書等において示す。

- 提出書類の確認
- ・入札価格の確認
- ・要求水準の確認 等

#### (イ) 総合評価

基礎審査を通過した入札参加者の提案内容に対して総合的な評価を行い、最も 優秀な提案を行った者を最優秀提案者として選定する。

なお、審査事項は以下のとおりであり、審査基準の詳細については、落札者選 定基準として入札説明書等において示す。

- ・入札価格に関する事項
- 施設の設計・建設に関する事項
- ・施設の運営・維持管理に関する事項
- ・資金調達及び事業収支に関する事項 等

#### 4) 落札者の決定

市は、審査委員会の審査結果を踏まえ、最優秀提案者を落札者として決定し、その結果を入札参加者に通知すると共に公表する。

なお、応募企業、応募グループの構成員及び協力会社が、落札決定時から事業契約 締結までに、市との契約に関して次の事由に該当した場合は失格とする。

① 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第3 条又は第8条第1項第1号若しくは第19条に違反し、公正取引委員会から排除勧告 を受けたとき、又は排除勧告を受けることなく課徴金納付命令をうけたとき、若し くは同法に違反する犯罪容疑で公正取引委員会から告発されたとき。

② 贈賄・談合等著しく本市との信頼関係を損なう不正行為の容疑により個人若しくは法人の役員又はその使用人が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。

ただし、代表企業以外の構成員又は協力会社が上記の事由に該当した場合に限り、 直ちに失格とはせず、本市との協議の上、当該構成員又は協力会社の変更を認める こととする。

#### 5) 事業者の選定

市と落札者は、入札説明書等に基づき契約手続きを行う。

なお、事業契約の締結により、落札者を本事業の事業者として選定する。

ただし、落札者の事由により事業契約の締結に至らなかった場合は、総合評価の上位の者から順に契約交渉を行う。

#### 6) 事業者を選定しない場合

事業者の募集、評価及び事業者の選定において、最終的に、応募者或いは入札参加者が無い、又は、いずれの入札参加者も市の財政負担軽減の達成が見込めない等の理由により、本事業をPFI事業として実施することが適当でないと市が判断した場合には、事業者を選定せず、この旨を速やかに公表する。

## (6) 契約に関する基本的な考え方

#### 1) 基本協定の概要

市と落札者は、事業契約の締結に先立って、本事業の円滑遂行を果たすための基本 的義務に関する事項、落札者の各構成員の本事業における役割に関する事項及び特別 目的会社の設立に関する事項等を規定した基本協定を締結する。

#### 2) 特別目的会社の設立等

落札者は、商法に定める株式会社として本事業の実施を目的とする特別目的会社を 仮契約締結前までに稚内市内に設立するものとする。

なお、設立する特別目的会社は、本事業以外の事業を兼業することはできないものとする。

但し、本事業の目的を達成するために必要と判断され、事業者の提案により、自らの責任及び費用において実施される附帯事業はこの限りでないものとする。

応募企業又は応募グループの構成員の全ては、当該会社に対して出資するものとし、 出資者は構成員のみとする。 また、本施設のうち、建築物の建築にあたる者、又は中間処理施設 (プラント) の 建設にあたる者の出資比率は、構成員の中で最も高くなるものとする。

なお、すべての出資者は、事業契約が終了するまで特別目的会社の株式を保有する ものとし、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その 他の一切の処分を行ってはならないものとする。

#### 3) 事業契約の概要

事業契約は、設計、建設、運営及び維持管理業務等を包括的かつ詳細に規定する平成39年3月末日までの契約とする予定である。

なお、事業契約書案の公表については、入札説明書等において示す。

## (7) 提出書類の取扱い

#### 1) 著作権

市が示した図書の著作権は市に帰属し、その他の事業提案書の著作権は、入札参加者に帰属する。

なお、市は、本事業においての公表時及びその他市が必要と認める場合には、入札 参加者の承諾がある場合にのみ事業提案書の全部又は一部を使用できるものとする。

## 2) 特許権等

提案内容に含まれる特許権等の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として入札参加者が負担する。

ただし、市が事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等で指定した場合は、 仕様書等に特許権等の対象である旨が明記されておらず、入札参加者が特許権等の対 象であることを知らなかった場合には、市が責任を負担する。

## 3. 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施等の確保に関する事項

#### (1) リスク分担の考え方

本事業におけるリスク分担の考え方は、基本方針に示された「想定されるリスクをできる限り明確化した上で、リスクを最もよく管理することができる者が当該リスクを分担するとの考え方」に基づき、事業に係る総リスクを低減し、より質の高いサービスの提供を目指そうとするものである。

このリスク分担の考え方及び「PFI事業における分担等に関するリスク分担に関するガイドライン」などを踏まえ、市と事業者の責任分担は、原則として「資料2 リスク分担表」によることとする。

なお、詳細事項については、実施方針等に対する質問、意見及び提案の結果を踏まえ、 事業契約書案として入札説明書等において示す。

#### (2) 要求する性能等

本事業において実施する業務の詳細な要求性能等については、入札説明書等において示す。

なお、事業者は入札説明書等及び提案内容に基づく諸条件を踏まえて施設の機能が十分発揮できるような建設、運営及び維持管理を行うこととする。

## (3) 事業者の責任の履行の確保に関する事項

## 1) 事業者の責任の履行について

事業者は、事業契約書に従って責任を履行する。

#### 2) 契約保証金の納付等

事業契約の締結にあたっては、建設工事の履行を確保するために、履行保証保険等による建設工事期間中の履行保証を行うものとする。

なお、詳細については入札説明書等において示す。

#### (4) 事業の実施状況についてのモニタリングに関する事項

#### 1) モニタリングの目的

市は、事業者が事業契約書に定められた業務を確実に遂行し、業務要求水準が達成されているか確認するとともに、事業者の財務状況を把握するために、監視、測定や評価等のモニタリングを行う。

## 2) モニタリングの方法

モニタリングの具体的な方法については入札説明書等において示す。

## 3) モニタリングの実施時期及び概要

① 実施設計時

市は、事業者によって行われた設計が、業務要求水準に適合するものであるか否かについて確認を行う。

#### ② 工事施工時

事業者は、建築基準法に規定される工事監理者及び建設業法に規定される主任技術者又は監理技術者を配置し、工事監理を行い、定期的に市から工事施工及び工事 監理の状況の確認を受ける。

また、市は、本施設が設計図書に従い建設されていることを確認するために、工期中、必要な事項に関する中間確認を実施する。

なお、事業者は、上記事項と関係なく市が要請したときは、工事施工の事前説明 及び事後報告を行うと共に工事現場での施工状況の確認を受ける。

#### ③ 工事完成時

事業者は、施工記録を用意し、現場での市の確認を受ける。

この際、市は、施設の状態が事業契約書に定める業務要求水準に適合するものであるか否かについて確認を行う。

確認の結果、施設の設計又は工事の内容が事業契約書に定めた要求水準及び条件 に適合しない場合には、市は補修又は改造を求めることができる。

また、事業者は、運営・維持管理マニュアルを作成し、市の確認を受ける。

#### ④ 運営·維持管理段階

市は、運営・維持管理段階において、運営・維持管理マニュアルのとおり運営・ 維持管理業務が遂行されているか定期的に業務の実施状況を確認する。

⑤ 財務の状況に関するモニタリング

事業者は、毎年度、公認会計士等による監査を経た財務の状況について、市に報告しなければならない。

#### 4) 性能未達の場合における措置

市は、モニタリングの結果、事業契約書に定められた水準を満足しないと判断した 場合は事業契約書に定める規定に従い、事業者に対し勧告や整備・運営委託料の減額 等の措置をとる。

なお、減額措置の詳細については入札説明書等において示す。

## 4. 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

## (1) 立地に関する事項

本事業の立地に関する事項については、「資料1 PFI事業計画予定地」に示す。

## (2) 施設の設計要件等に関する事項

## 1) 処理システム

メタン発酵バイオガス化方式

## 2) 施設規模

① 処理対象

種類			t/年	t/日 (365 日平均)
	計画収集	1	2,650	_
一般廃棄物	家庭系自己搬入	2	240	_
(生ごみ)	事業系	3	1,312	_
	小 計	1)~3	4, 202	11. 51
下水道汚泥		4	2,090	5. 73
水産廃棄物		5	500	1. 37
合	計	1~5	6, 792	18. 61

<sup>※</sup> 次のものについては、事業者の提案により必要とされた場合、処理対象に加えることが可能。

	種類	t/年	t/日 (365 日平均)
紙	類	511	1.40
油	類	29. 2	0.08

## ② 処理能力

項目	処 理 能 力
メタン発酵槽の処理能力	最大 23t/日
受入設備の受入能力	最大 34t/日

## ③ 系列数

1系列とする。

## ④ 運転時間

搬入設備、前処理設備:6日/週(8:30~16:30)

発酵設備、水処理設備、エネルギー活用設備:24時間連続

脱水設備、搬出設備:6日/週(8:30~16:30)

## 3) 建物仕様・外観

建物は、周辺自然環境との調和を図り、気象状況を考慮した対策を行うとともに、 自然エネルギーの利用を図ること。

## 4) エネルギー活用施設

ごみの持つエネルギーを有効活用するために、発生するメタンガスや熱について有 効活用を行い、可能な限り施設内動力を賄う。

なお、余剰エネルギーの取り扱いについては事業者の裁量に委ねるものとする。

## 5) 附帯施設

最終残渣、副産物等の一時保管施設など事業者の提案の内容により必要な施設整備を行う。

## (3) 土地に関する事項

市は、特定事業の用に供するために、設計・施工期間中は、市有地を事業者に無償貸与し、運営・維持管理期間中は、市有地及び本施設を事業者に無償貸与することを予定している。

#### (4) 地元同意の取得

市は、本事業実施についての、地元同意を得る。

事業者の行為により住民に迷惑をかける等問題を引き起こした場合には、事業者が誠意を持って問題解決にあたるものとする。

## 5. 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項

## (1) 係争事由に係る基本的な考え方

事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合には、市と事業者は、誠意をもって協議するものとし、協議が調わない場合は、事業契約書に定める具体的措置に従うものとする。

## (2) 管轄裁判所の指定

本事業の契約に関する紛争については、旭川地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

## 6. 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

#### (1) 基本的な考え方

事業者によって提供されるサービスの安定的・継続的な供給を確保するため、事業契約書において、想定される事業の継続が困難となる事由をあらかじめ具体的に列挙し、その発生事由に応じた適切な措置を定める。

## (2) 本事業の継続が困難となった場合の措置

本事業の継続が困難となった場合には、その発生事由ごとに次の措置をとることとする。

## 1) 事業者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合

市は、事業契約書の定めに従い、事業者に修復勧告を行い、修復策の提出・実施を 求めることができるとともに、事業契約を解除することができるものとする。 なお、その他の対応方法については、事業契約書において定める

#### 2) 市の事由により本事業の継続が困難となった場合

事業者は、事業契約書の定めに従い、事業契約を解除することができるものとする。

## 3) その他の事由により本事業の継続が困難となった場合

市及び事業者は、事業契約書に具体的に列挙した事由に対して、事業契約書に定める発生事由ごとの適切な措置を講じるものとする。

#### (3) 金融機関と市の協議

事業の継続性を確保する目的で、市は、事業者に対し資金供給を行う金融機関と協議を行い、直接協定(ダイレクトアグリーメント)を結ぶことがある。

## 7. 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

## (1) 法制上及び税制上の措置に関する事項

本事業に関する法制上及び税制上の優遇措置等は特に想定していない。

## (2) 財政上及び金融上の支援に関する事項

## 1) 国庫補助金等の取り扱い

本施設については、環境省の「循環型社会形成推進交付金事業」の「エネルギー回収施設(高効率原燃料回収施設)」として、国庫交付金の交付対象施設となる見込みである。

## 2) 建設段階における建設費の一部支払い

建設費の一部について、市が環境省の「循環型社会形成推進交付金」の受給や一般 廃棄物処理事業債を起債すること等により調達し、設計・施工期間に建設一部払金と して事業者に支払う。

## 3) その他の支援に関する事項

市は、事業実施に必要な許認可等に関し、必要に応じて支援を行う。

また、法改正等により、その他の支援策等が適用される可能性がある場合には、市 と事業者の協議により対応を図っていくものとする。

## 8. その他特定事業の実施に関し必要な事項

## (1) 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報提供は、ホームページを通じて行う。

## (2) 市議会の議決

市は、債務負担行為の設定に関する議案を稚内市議会平成21年6月定例会に提出する予定である。

また、市と事業者における契約内容の合意の後、仮契約を締結し、市が当事者となる事業契約の締結に関する議案を市議会に提出し、議決を経た上で事業契約を締結する。

## (3) 入札に伴う費用の負担

本事業の入札に係る費用は、すべて応募者の負担とする。

## (4) 問合せ先

稚内市生活福祉部衛生課衛生グループ

〒097-8686 北海道稚内市中央 3 丁目 13 番 15 号

電話 0162-23-6436 (直通)

FAX 0 1 6 2 - 2 3 - 5 9 6 0

メールアドレス pfi2@city.wakkanai.hokkaido.jp

ホームページ http://www.city.wakkanai.hokkaido.jp/